

平成25年9月9日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第160号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年7月22日

判 決



原 告



同訴訟代理人弁護士 秋 田 智 佳 子

福岡市中央区天神1丁目14番16号福岡三栄ビル4階

被 告 株 式 会 社 し ん わ

同代表者代表取締役 諏 訪 光 憲

同訴訟代理人支配人 柏 木 隆

主 文

- 1 被告は、原告に対し、324万3628円及び内218万8813円に対する平成24年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、被告に対する判決正本の送達日から14日を経過したときは、第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が原告に対し250万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1, 2項に同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業を営む被告との間で、金銭の借入れと弁済を繰り返していたが、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ）所定の利率を超える約定利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を貸金元本等に充当すると過払金があり、かつ、被告は悪意の受益者

であると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金218万8813円及び民法704条前段に基づく確定利息（平成24年10月11日までの分）105万4815円並びに上記過払金に対する平成24年10月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求めた事案である。

2. 前提事実

(1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、平成8年7月30日、被告との間で継続的な金銭消費貸借取引を開始し、同日以降、別紙「計算書」記載の取引日・借入額・返済額欄に各記載のとおり、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。そして、本件取引について、制限超過部分を貸付利息（ただし、法定利率による。）及び貸金元本に充当すると、別紙「計算書」記載のとおり、平成24年10月11日時点で、過払元金が218万8813円生じていた。

(3) 原告及び本件取引に係る原告の借入金債務の連帯保証人である■■■■（以下「連帯保証人■■■■」という。）は、被告を相手方として、岩国簡易裁判所に対し、本件取引について特定調停（同裁判所平成14年（特ノ）第593号）の申立てをし、平成14年11月5日、概ね下記アないしカの内容の調停が成立した（乙1。以下「別件調停」という。）。

ア 原告及び連帯保証人■■■■は、被告に対し、借入金債務として149万5195円及びこれに対する平成14年11月6日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払う義務があることを認める。

イ 原告及び連帯保証人■■■■は、連帯して、被告に対し、前記アの金員の内3万円を、別件調停成立日に同席上において支払い、被告はこれを受領した。

ウ 原告は、被告に対し、残額を、平成14年12月から支払済みまで毎月1

5日限り、3万円ずつ（ただし、最終回は3万円以内の残額端数）、被告名義の普通預金口座に振り込んで支払う。

エ 原告及び連帯保証人■が、前記ウの支払を怠り、その額が6万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告に対し、連帯して、残額及び残元金に対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による金員を支払う。

オ 被告はその余の請求を放棄する。

カ 当事者間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第3 争点及び争点に関する当事者の主張

1 被告の悪意の受益者該当性

(原告の主張)

被告は、貸金業者であり、原告との間の金銭消費貸借契約の約定利率が利息制限法所定の制限利率を超過することは当然承知の上で、当該契約を締結し、原告から返済金を受領する際にも、制限利息を超過する利息であることを知りながら、約定利息を受領していたものである。

したがって、被告は、制限超過部分の利息については、それを利息として受領すべき法律上の原因がないことを知りながら受領しているものであり、悪意の受益者として、過払金を受領した時点以降、民法所定の年5分の割合による利息も合わせて支払うべき義務を負う。

(被告の主張)

原告の主張は争う。

2 別件調停の効力

(被告の主張)

調停成立調書の記載は、裁判上の和解と同一の効力を有し(民事調停法16条)、裁判上の和解調書の記載は、確定判決と同一の効力を有する(民事訴訟法267

条) ことから、別件調停の当該効力(既判力)により、原告の訴えは棄却されるべきである。

また、原告は、別件調停の錯誤無効を主張するが、当該錯誤は、利息制限法を知らなかったという法律の錯誤に過ぎない。さらに、仮に原告に錯誤が認められるとしても、原告主張に係る錯誤は、別件調停で争いの対象とされた貸金債務の存否についての錯誤に過ぎず、法律行為の要素の錯誤には当たらない。

さらに、別件調停に係る調停条項中のいわゆる清算条項(前記第2の2(3)カ)により、原告は、被告に対し、過払金返還請求をすることはできないというべきである。

(原告の主張)

調停は、当事者の互譲及び合意を前提とする制度であり、要素の錯誤等の実体法上の瑕疵が認められる場合には、民法95条により無効とされ、既判力は生じないと解すべきである。また、別件調停に係る和解の確定効(民法696条参照)について、別件調停では残債務額、過払金の存否ないし額は争いの目的(和解の対象)となっておらず、これらの事項やこれらの事項を前提とする清算条項に上記確定効は及んでいないというべきである。

本件において、原告及び連帯保証人■は、特定債務者すなわち多重債務者として、債務軽減を願って別件調停を申し立てたものであるところ、被告との取引開始日(平成8年7月30日)以後の取引に関し、制限超過部分を貸金元本等に充当すると、平成14年11月5日の入金前の時点で既に64万6312円の過払となっていた。それにもかかわらず、別件調停においては、調停成立時点(平成14年11月5日)の約定金利(平成8年7月30日から平成12年11月5日まで年利39.970パーセント、同月6日から平成14年11月5日まで年利29.200パーセント)に基づく残元金149万5195円が借受金債務として合意されており、その間には213万円以上という大きな乖離が生じていた。

原告は、平成24年9月2日に被告が元利金計算書(その写しが甲1)を開示

し、原告が任意整理を依頼した司法書士が利息制限法に基づく再計算をして初めて別件調停の申立時点でいわゆる過払いになっていたことを知ったのであり、被告からも、調停委員からも、利息制限法所定の制限利率による引直し計算をすることについて示唆を受けたり、過払金の存在について指摘又は示唆を受けることはなかった。

これらの事情に鑑みれば、原告は、別件調停手続当時、過払金が発生していることを知らず、もしその事実を知っていたら別件調停において149万円余もの支払義務を認めるような合意をしていなかったものであるから、原告には、別件調停の前提となる基礎的事実につき要素の錯誤があるというべきである。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（被告の悪意の受益者該当性）について

貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ）の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、被告は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、かつ、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、被告は、悪意の受益者であると推定され、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付して返還すべき義務を負うこととなる。そして、当該利息の額は、別紙「計算書」記載のとおり、平成24年10月11日の時点において、合計105万4815円となっていた

と認められる。

2 争点2（別件調停の効力）について

まず、調書に記載したときに確定判決と同一の効力を有する裁判上の和解（民事訴訟法267条参照）やこれと同一の効力を有する特定調停（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）22条、民事調停法16条）は、判決とは異なり、私法上の和解の性質と訴訟行為等の性質の双方の性質を有し、これらに無効原因があるときは、期日指定の申立てその他の方法によりその効力を争うことができるところ（大審院昭和6年4月22日・民集10巻380頁，同昭和14年8月12日・民集18巻903頁，最高裁第二小法廷判決昭和31年3月30日・民集10巻3号242頁等参照），本件訴訟においても，別件調停の無効原因を主張してその効力を争うことができると解すべきである。

次に，特定調停の錯誤無効の主張については，当該調停において解決することとなった争いの目的ではなく，その前提又は基礎とされた事項に錯誤がある場合には，民法696条（和解の効力）の適用はないというべきである。これを本件についてみると，前記前提事実，甲第1号証及び甲第12号証によれば，別件調停においては，調停成立日（平成14年11月5日）に本件取引における約定利率に基づく残元金が149万5195円存することを前提として，主としてその後の利率及び支払方法を変更することを内容とするものであり，残元金の存否ないし額，ひいては過払金の存否ないし額といった事項については，争いの目的とはなっていなかったものと認められる。とすれば，これらの別件調停の前提となった事項に関し，原告に法律行為の要素について動機の錯誤があり，かつ，当該動機が表示されているといえるときには，別件調停は無効になると解される。

ところで，利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払は，貸金業法によりみなし弁済が成立する場合等を除いて，原則として法律上の原因を欠くのであるから，利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した結果と調停内容が乖離し

ており、かつ、借主がその事実を認識しておらず、認識しなかったことについて、貸金業者が正確な取引履歴を開示しないなど、貸金業者側に起因する事情がある場合には、法律行為の要素について借主に動機の錯誤があり、かつ、その動機は表示されているというべきであり、当該動機について借主に重過失があるとはいえないから、当該調停は無効になると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記前提事実、甲第12号証、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、①別件調停成立当時（平成14年11月5日）、本件取引経過を利息制限法所定の利率に引き直した計算上は、64万6312円を超える過払元金が存する（別紙「計算書」参照）のに対し、別件調停においては、149万5195円の貸金残高があるものとされており、両者の内容は著しく乖離していること、②別件調停成立当時、原告は前記①の事実を認識していなかったこと、③被告は、別件調停成立時まで、本件取引に係る取引内容の全部を開示せず、別件調停は、被告による計算結果を前提として成立したこと、がそれぞれ認められるから、別件調停は、原告の要素の錯誤により成立したもので、かつ、当該動機は表示されていたというべきであって、無効というべきである。

したがって、別件調停の清算条項が有効であることを前提とする被告の主張は採用できない。

第5 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を、同免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所岩国支部

裁判官 光 岡 弘 志

別 紙

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 関しんわ

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の利 息5%
H08.07.30	800,000			18%	0		800,000	0	0
H08.08.20		50,000	21	18%	8,262	41,738	758,262	0	0
H08.08.29		775,970	9	18%	3,356	772,614	-14,352	0	0
H08.08.29	1,000,000		0	0%	0	0	985,648	0	0
H08.09.20		61,000	22	18%	10,664	50,336	935,312	0	0
H08.10.21		61,000	31	18%	14,259	46,741	888,571	0	0
H08.11.20		61,000	30	18%	13,110	47,890	840,681	0	0
H08.12.20		61,000	30	18%	12,403	48,597	792,084	0	0
H09.01.20		61,000	31	18%	12,109	48,891	743,193	0	0
H09.01.27		848,303	7	18%	2,565	845,738	-102,545	0	0
H09.01.27	1,000,000		0	0%	0	0	897,455	0	0
H09.02.20		61,000	24	18%	10,621	50,379	847,076	0	0
H09.03.21		61,000	29	18%	12,114	48,886	798,190	0	0
H09.04.21		61,000	31	18%	12,202	48,798	749,392	0	0
H09.05.20		61,000	29	18%	10,717	50,283	699,109	0	0
H09.06.20		61,000	31	18%	10,687	50,313	648,796	0	0
H09.06.20		842,084	0	18%	0	842,084	-193,288	0	0
H09.06.20	1,000,000		0	0%	0	0	806,712	0	0
H09.07.22		61,000	32	18%	12,730	48,270	758,442	0	0
H09.08.20		61,000	29	18%	10,846	50,154	708,288	0	0
H09.09.22		61,000	33	18%	11,526	49,474	658,814	0	0
H09.10.20		61,000	28	18%	9,097	51,903	606,911	0	0
H09.11.21		61,000	32	18%	9,577	51,423	555,488	0	0
H09.11.26		858,865	5	18%	1,369	857,496	-302,008	0	0
H09.11.26	1,000,000		0	0%	0	0	697,992	0	0
H09.12.22		61,000	26	18%	8,949	52,051	645,941	0	0
H10.01.20		61,000	29	18%	9,237	51,763	594,178	0	0
H10.02.20		61,000	31	18%	9,083	51,917	542,261	0	0
H10.03.20		61,000	28	18%	7,487	53,513	488,748	0	0
H10.03.30		884,430	10	18%	2,410	882,020	-393,272	0	0
H10.03.30	1,000,000		0	0%	0	0	606,728	0	0
H10.04.21		61,000	22	18%	6,582	54,418	552,310	0	0
H10.05.21		61,000	30	18%	8,171	52,829	499,481	0	0
H10.06.22		61,000	32	18%	7,882	53,118	446,363	0	0
H10.07.09		922,303	17	18%	3,742	918,561	-472,198	0	0
H10.07.09	1,000,000		0	0%	0	0	527,802	0	0
H10.07.23		60,000	14	18%	3,644	56,356	471,446	0	0
H10.08.21		60,000	29	18%	6,742	53,258	418,188	0	0
H10.09.08		943,914	18	18%	3,712	940,202	-522,014	0	0
H10.09.08	1,500,000		0	0%	0	0	977,986	0	0
H10.10.20		90,000	42	18%	20,256	69,744	908,242	0	0
H10.11.25		90,000	36	18%	16,124	73,876	834,366	0	0
H10.12.21		93,000	26	18%	10,698	82,302	752,064	0	0
H10.12.21		1,395,500	0	18%	0	1,395,500	-643,436	0	0
H10.12.21	1,500,000		0	0%	0	0	856,564	0	0
H11.01.20		90,000	30	18%	12,672	77,328	779,236	0	0
H11.02.22		91,000	33	18%	12,681	78,319	700,917	0	0
H11.02.22		1,421,012	0	18%	0	1,421,012	-720,095	0	0
H11.02.22	1,500,000		0	0%	0	0	779,905	0	0
H11.03.23		90,000	29	18%	11,153	78,847	701,058	0	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 ㈱しんわ

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の利 息5%
H11.04.22		50,000	30	18%	10,371	39,629	661,429	0	0
H11.05.24		55,000	32	18%	10,437	44,563	616,866	0	0
H11.06.21		1,496,030	28	18%	8,517	1,487,513	-870,647	0	0
H11.09.29	1,000,000		100	0%	0	0	129,353	0	11,926
H11.10.22		1,025,186	23	18%	1,467	1,023,719	-894,366	0	0
H11.10.22	1,500,000		0	0%	0	0	605,634	0	0
H11.11.09		55,000	18	18%	5,376	49,624	556,010	0	0
H11.12.06		50,000	27	18%	7,403	42,597	513,413	0	0
H11.12.29		800,000	23	18%	5,823	794,177	-280,764	0	0
H11.12.29		705,142	0	0%	0	705,142	-985,906	0	0
H12.01.13	1,000,000		15	0%	0	0	14,094	0	2,020
H12.02.07		1,027,376	25	18%	173	1,027,203	-1,013,109	0	0
H12.02.07	1,200,000		0	0%	0	0	186,891	0	0
H12.02.23		1,221,025	16	18%	1,470	1,219,555	-1,032,664	0	0
H12.02.23	1,500,000		0	0%	0	0	467,336	0	0
H12.04.07		20,000	44	18%	10,112	9,888	457,448	0	0
H12.04.14		73,000	7	18%	1,574	71,426	386,022	0	0
H12.05.16		73,000	32	18%	6,075	66,925	319,097	0	0
H12.05.19		20,000	3	18%	470	19,530	299,567	0	0
H12.06.09		38,000	21	18%	3,093	34,907	264,660	0	0
H12.07.10		50,000	31	18%	4,034	45,966	218,694	0	0
H12.08.14		56,000	35	18%	3,764	52,236	166,458	0	0
H12.09.14		50,000	31	18%	2,537	47,463	118,995	0	0
H12.10.20		250,000	36	18%	2,106	247,894	-128,899	0	0
H12.10.23	244,633		3	0%	0	0	115,734	0	52
H12.11.10		63,000	18	18%	1,024	61,976	53,758	0	0
H12.12.14		50,000	34	18%	898	49,102	4,656	0	0
H13.01.11		50,000	28	18%	64	49,936	-45,280	0	0
H13.02.15		41,000	35	0%	0	41,000	-86,280	0	217
H13.03.27		46,000	40	0%	0	46,000	-132,280	0	472
H13.05.23		30,000	57	0%	0	30,000	-162,280	0	1,032
H13.05.28		42,000	5	0%	0	42,000	-204,280	0	111
H13.06.15		60,000	18	0%	0	60,000	-264,280	0	503
H13.07.10		50,000	25	0%	0	50,000	-314,280	0	905
H13.08.16		50,000	37	0%	0	50,000	-364,280	0	1,592
H13.09.10		400,000	25	0%	0	400,000	-764,280	0	1,247
H13.10.14		50,000	34	0%	0	50,000	-814,280	0	3,559
H13.10.25	533,468		11	0%	0	0	-280,812	0	1,226
H13.11.15		35,000	21	0%	0	35,000	-315,812	0	807
H13.12.14		35,000	29	0%	0	35,000	-350,812	0	1,254
H14.01.15		35,000	32	0%	0	35,000	-385,812	0	1,537
H14.01.21		12,000	6	0%	0	12,000	-397,812	0	317
H14.02.25		42,000	35	0%	0	42,000	-439,812	0	1,907
H14.04.26		72,000	60	0%	0	72,000	-511,812	0	3,614
H14.06.13		57,000	48	0%	0	57,000	-568,812	0	3,365
H14.06.17		5,500	4	0%	0	5,500	-574,312	0	311
H14.07.19		30,000	32	0%	0	30,000	-604,312	0	2,517
H14.08.15		42,000	27	0%	0	42,000	-646,312	0	2,235
H14.11.05		30,000	82	0%	0	30,000	-676,312	0	7,259
H14.12.16		30,000	41	0%	0	30,000	-706,312	0	3,798

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 関しんわ

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の利 息5%
H15.01.15		30,000	30	0%	0	30,000	-736,312	0	2,902
H15.02.17		30,000	33	0%	0	30,000	-766,312	0	3,328
H15.03.19		30,000	30	0%	0	30,000	-796,312	0	3,149
H15.04.15		30,000	27	0%	0	30,000	-826,312	0	2,945
H15.05.15		30,000	30	0%	0	30,000	-856,312	0	3,395
H15.06.17		30,000	33	0%	0	30,000	-886,312	0	3,870
H15.07.15		30,000	28	0%	0	30,000	-916,312	0	3,399
H15.08.27		20,000	43	0%	0	20,000	-936,312	0	5,397
H15.08.28		10,000	1	0%	0	10,000	-946,312	0	128
H15.09.17		30,000	20	0%	0	30,000	-976,312	0	2,592
H15.10.16		30,000	29	0%	0	30,000	-1,006,312	0	3,878
H15.11.26		30,000	41	0%	0	30,000	-1,036,312	0	5,651
H16.01.21		500,000	56	0%	0	500,000	-1,536,312	0	7,928
H16.01.23		600,000	2	0%	0	600,000	-2,136,312	0	419
H16.01.26		52,501	3	0%	0	52,501	-2,188,813	0	875
H24.10.11	0	0	3181	0%	0	0	-2,188,813	0	951,176
									合 計
									1,054,815

これは正本である。

平成25年9月9日

山口地方裁判所岩国支部

裁判所書記官 白石雄大

